

法政理論専攻修士課程（研究者養成コース）及び 博士後期課程履修規程

平成 28 年 2 月 18 日 研究科教授会決定

令和 5 年 9 月 7 日 一部改正

第 1 条 法政理論専攻修士課程（研究者養成コース）は、法学政治学の分野について、広い視野に立った学識を修めるとともに、みずから課題を定めて研究を行い、その研究成果を論文にまとめる能力を培うことを主な目的とする。

2 法政理論専攻博士後期課程は、法学政治学の分野について、みずからの研究計画に基づいて博士論文を完成させるとともに、原理的問題と現代社会への関心を兼ね備えた国際的発信力ある人材となるための高度の研究能力を涵養することを主な目的とする。

3 法政理論専攻における修士課程（研究者養成コース）及び博士後期課程の授業科目、研究指導及び学修方法については、以下に定めるところによる。

第 1 授業科目

第 2 条 修士課程（研究者養成コース）及び博士後期課程における授業科目は、次の専門研究分野に分けて開設する。

基礎法学

公法

民刑事法

政治学

2 前項の規定にかかわらず、専門研究分野を定めない授業科目を開講することがある。

第 3 条 博士後期課程において、第 2 条第 1 項に定める授業科目として、毎年、次に掲げる講義科目を開講することを常例とする。

（基礎法学）

日本法史研究 西洋法史研究 ローマ法研究 東洋法史研究 法理学研究

法社会学研究 英米法研究 ドイツ法研究 フランス法研究 中国法研究

（公法）

憲法研究 国法学研究 立法学研究 行政法研究 1 行政法研究 2 行政法研究 3

租税法研究 国際法研究 1 国際法研究 2 国際機構法研究

（民刑事法）

民法研究 1 民法研究 2 民法研究 3 民法研究 4 民法研究 5 商法研究 1 商法研究 2

商法研究 3 企業法研究 経済法研究 知的財産法研究 労働法研究

社会保障法研究 民事手続法研究 1 民事手続法研究 2 民事手続法研究 3

国際私法研究 国際取引法研究 刑法研究 1 刑法研究 2 刑事手続法研究

刑事学研究 刑事法政策研究

(政治学)

政治学研究 政治思想史研究 政治史研究 日本政治外交史研究 国際政治学研究
国際政治経済分析研究 比較政治学研究 アメリカ政治研究 政治過程論研究
行政学研究 公共政策研究

- 2 博士後期課程において、前条第1項に定める授業科目として特別演習を、同条第2項に定める授業科目として特別演習及び特別科目を、それぞれ開講することがある。
- 3 修士課程（研究者養成コース）における第2条第1項に定める授業科目は、第1項に掲げる博士後期課程の講義科目と共通して開講することを常例とする。
- 4 修士課程（研究者養成コース）において、前条第2項に定める授業科目として特別科目を開講することがある。
- 5 修士課程（研究者養成コース）において前条第1項に定める授業科目として第1項に掲げる博士後期課程の講義科目と共通して開講される科目については、リサーチ・ペーパーを提出することができるものとし、当該授業科目の単位を修得した者がリサーチ・ペーパーについて合格の判定を得たときは、当該授業科目の単位数を上限として、1通につき2単位を与える。リサーチ・ペーパーの作成及び提出については、別に定める。
- 6 各年度に開講する授業科目、その単位数、配当時間及び授業時間数は、毎年、研究科教授会で定める。

第3条の2 科目を履修するには、学年又は学期の初めに、所定の様式により、履修登録をしなければならない。

第2 試験及び修了要件

第4条 授業科目については、以下の基準に基づき点数により成績評価を表示する。

80～100点：当該科目の学修目標を十分に達成している。

70～79点：当該科目の学修目標について標準的な達成度を示している。

60～69点：当該科目の学修目標について最低限の水準に到達するとどまる。

0～59点：当該科目の学修目標について最低限の水準に到達していない。

- 2 前項の規定にかかわらず、論文指導及びリサーチ・ペーパーについては、合格又は不合格をもって成績評価を表示する。

第5条 修士課程（研究者養成コース）の修了には、2年以上（4年を限度とする。）在学し、研究指導（別に定める研究公正に関する指導を含む。）を受け、次の各号に定める単位を修得し、かつ、修士論文を提出し、所定の試験に合格することを要する。

(1) 第2条に定める授業科目及びリサーチ・ペーパーから22単位以上

(2) 指導教授による論文指導8単位

(3) 大学院共通科目群の日本語上級（論文・レポート作成）2単位（外国人特別選抜により入学した者であって、日本語による修士論文を提出するものに限る。）

- 2 修士論文の審査及び課程修了の認定は、研究科教授会で行う。

第6条 博士後期課程の修了には、3年以上（6年を限度とする。）在学し、研究指導（別に定

める研究公正に関する指導を含む。)を受け、次の各号に定める単位を修得し、かつ、博士論文を提出し、所定の試験に合格することを要する。

- (1) 第2条に定める授業科目から12単位以上
 - (2) 大学院共通科目群の日本語上級(論文・レポート作成)2単位(外国人特別選抜により入学した者であって、日本語の修士論文を提出しなかったもののうち、日本語による博士論文を提出するものに限る。)
- 2 前項の規定にかかわらず、法科大学院の課程を修了して博士後期課程に入学した者については、在学期間は2年以上、第2条に定める授業科目から修得すべき単位は8単位以上をもって足りるものとする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、社会人特別選考により入学した者については、単位の修得を要しないものとする。
 - 4 博士論文の審査及び課程修了の認定は、法学研究科教授会規程第1条第2項に定める会議で行う。

第7条 京都大学通則(昭和28年達示第3号)第50条第6項の規定(以下「特例」という。)による博士後期課程の標準修業年限未滿の者に対する博士の学位の授与は、本条の定めるところによる。

- 2 博士後期課程に6月以上在学して特例の適用を希望する者は、正指導教授の了承を得た上で、希望する修業年限の6月前に、研究科長に申し出るとともに論文を提出するものとする。
- 3 研究科長は、前項の申出をした者につき、特例適用の候補者とすべきか否かを前条第4項に定める会議に諮らなければならない。
- 4 正指導教授は、特例を認めるべき理由を第6条第5項に定める会議に報告する。ただし、正指導教授が准教授であるときは、当該准教授が出席して報告するものとする。
- 5 特例の適用による博士の学位の授与は、審査の結果その論文が優れた研究業績であると判定された場合に認める。

第8条 博士後期課程を経ないで博士論文を提出して博士の学位を請求する場合の博士論文の審査については、別に定めるところによる。

第3 履修方法

第9条 修士課程(研究者養成コース)にあつては、専門研究分野に属する授業科目から4単位以上(ただし、同一授業科目については8単位を限度とする。)、博士後期課程にあつては、正指導教授が担当する授業科目から4単位以上を修得しなければならない。

- 2 修士課程(研究者養成コース)及び博士後期課程においては、指導教授の研究指導を受けなければならない。

第10条 修士課程(研究者養成コース)においては、修士課程(先端法務コース)における基本科目、法曹養成専攻における科目(選択科目に限る。以下同じ。)及び公共政策教育部における科目(公共政策論A・B及び事例研究を除く。以下同じ。)を履修し、それぞれ4単

位を限度とし、あわせて8単位に限り、第5条第1項第1号に定める課程の修了に必要な単位数に算入することができる。ただし、前条第1項に定める専門研究分野に属する授業科目の単位数には算入できない。

- 2 前項の規定により、修士課程（先端法務コース）の基本科目又は法曹養成専攻若しくは公共政策教育部における科目を履修しようとする者は、学年又は学期の初めに、当該科目を担当する教員の許可を得た上で、研究科長に届け出なければならない。

第4 研究を志望する科目の変更

第11条 研究の必要上、研究を志望する科目の変更を相当とする場合は、研究科教授会の議を経て、許可することがある。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行し、この規程の施行の日以後に修士課程（研究者養成コース）及び博士後期課程に入学した者から適用する。

〔中間の改正規程の附則は、省略〕

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成30年4月1日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年4月1日前に博士後期課程において開講された演習科目又はこれと共通して開講された修士課程（研究者養成コース）における授業科目から修得した単位は、第2条に定める授業科目から修得したものとみなす。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、令和5年4月1日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

法政理論専攻修士課程（先端法務コース）履修規程

平成 28 年 2 月 18 日 研究科教授会決定

平成 30 年 2 月 8 日 一部改正

令和 4 年 12 月 15 日 一部改正

第 1 条 法政理論専攻修士課程（先端法務コース）は、企業法務を中心とする先端的な法的問題に対応できる高度な調査能力と分析・判断能力を備えた専門家として活躍することができる人材を養成することを主な目的とする。

2 法政理論専攻修士課程（先端法務コース）の授業科目、研究指導及び学修方法については、以下に定めるところによる。

第 1 授業科目

第 2 条 授業科目は、次の区分により開設する。

基本科目

展開科目

2 各年度に開講する科目、その単位数、配当時間及び授業時間数は、毎年、研究科教授会で定める。

第 3 条 科目を履修するには、学年又は学期の初めに、所定の様式により、履修登録をしなければならない。

第 2 試験及び修了要件

第 4 条 授業科目については、以下の基準に基づき点数により成績評価を表示する。

80～100 点：当該科目の学修目標を十分に達成している。

70～ 79 点：当該科目の学修目標について標準的な達成度を示している。

60～ 69 点：当該科目の学修目標について最低限の水準に到達することとどまる。

0～ 59 点：当該科目の学修目標について最低限の水準に到達していない。

2 論文指導については合格、不合格をもって表示する。

第 5 条 修士課程（先端法務コース）の修了には、2 年以上（4 年を限度とする。）在学し、研究指導（別に定める研究公正に関する指導を含む。）を受け、次の各号に定める単位を修得し、かつ、修士論文を提出し、所定の試験に合格することを要する。

(1) 第 2 条第 1 項に定める授業科目から 22 単位以上

(2) 指導教授による論文指導 8 単位

(3) 大学院共通科目群の日本語上級（論文・レポート作成）2 単位（外国人特別選抜により入学した者であって、日本語による修士論文を提出するものに限る。）

2 修士論文の審査及び課程修了の認定は、研究科教授会で行う。

第 6 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、社会人特別選考により入学した者であって、特に優れた研究業績を挙

げたものについては、京都大学通則（昭和28年達示第3号）第49条第1項ただし書の規定（以下「特例」という。）に基づき、別に定めるところにより、1年又は1年6月の在学をもって修士の学位を授与する。

- 2 前項の規定による特例の適用を求める者は、別に定めるところにより、あらかじめ研究科長に申し出なければならない。

第3 履修方法

第7条 修士課程（先端法務コース）においては、第2条第1項に定める授業科目のうち同一教員が担当する同じ授業科目については、当該教員の許可を得て、重ねて履修し単位を修得することができる。

- 2 修士課程（先端法務コース）に在学する者は、研究一般につき指導教授の研究指導を受けなければならない。
- 3 修士課程（先端法務コース）においては、指導教授の指定する展開科目を履修し、8単位を限度として、第5条第1項第1号に定める課程の修了に必要な授業科目の単位数に算入することができる。

第8条 修士課程（先端法務コース）においては、教育上有益と認められるときは、指導教授の承諾を得て、法曹養成専攻における科目（選択科目に限る。以下同じ。）及び公共政策教育部における科目（公共政策論A・B及び事例研究を除く。以下同じ。）を履修し、合わせて8単位を限度として、第5条第1項第1号に定める課程の修了に必要な授業科目の単位数に算入することができる。

- 2 法曹養成専攻又は公共政策教育部における科目を履修しようとする者は、学年又は学期の初めに、当該科目を担当する教員の許可を得た上で、研究科長に届け出なければならない。

第4 研究を志望する科目の変更

第9条 研究の必要上、研究を志望する科目の変更を相当とする場合は、研究科教授会の議を経て、許可することがある。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成30年4月1日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、令和5年4月1日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。